

令和6年度 公文書開示状況（令和6年6月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所 管 局 部 課 等	
19	R6. 6. 3	R6. 6. 17	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月1日から令和6年5月31日までに、開設を許可又は確認している施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧確認年月日及び⑨確認番号（ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
20	R6. 6. 3	R6. 6. 17	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類（あ・は・き・柔の別）（施術所台帳のみ）及び⑥開設届出日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
21	R6. 6. 3	R6. 6. 17	理容所台帳、美容所台帳及びクレーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月1日から同月31日までに、新規に営業を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
22	R6. 6. 3	R6. 6. 17	診療所台帳及び歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年5月1日から同月31日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設又は再開年月日及び⑥開設又は再開届出日に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年5月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
23	R6. 6. 3	R6. 6. 17	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年5月1日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤開設又は再開年月日に限る。） 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年5月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設（保健所が廃止を確認した施設を含む）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
24	R6. 6. 3	R6. 6. 17	施術所台帳（あはき・柔整）（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年5月1日から令和6年5月31日までに新規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人電話番号）。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
25	R6. 6. 3	R6. 6. 17	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年5月1日から令和6年5月31日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号）。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
26	R6. 6. 4	R6. 6. 17	多摩府中保健所で受理した下記施設に係る施術所開設届の添付書類のうち、施設の平面図 施設名：〇〇 所在地：〇〇	2		1						1							犯罪の予防その他公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため。	保健医療局多摩府中保健所市町村連携課	
27	R6. 6. 4	R6. 6. 18	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月23日から令和6年6月24日までに、新規に開設の届出を受けている施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。） 一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月23日から令和6年6月24日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設（ただし、企業内及び施設内を含む。）に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。）																	保健医療局保健政策部保健政策課	
28	R6. 6. 4	R6. 6. 18	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月23日から令和6年6月24日までに、新規に開設を許可した施設（ただし、廃止は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可開始年月日（有効期間始期）に限る。） 薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月23日から令和6年6月24日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日及び⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
29	R6. 6. 4	R6. 6. 18	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年5月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年5月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
30	R6. 6. 4	R6. 6. 18	施術所（あはき・柔整）台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年5月1日から令和6年5月31日までに開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。） 施術所（あはき・柔整）台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年5月1日から令和6年5月31日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。）		1																保健医療局保健政策部保健政策課
31	R6. 6. 4	R6. 6. 18	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年5月1日から同月31日までに開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年5月1日から同月31日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
32	R6. 6. 12	R6. 6. 18	高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（多摩府中保健所管内で令和6年6月12日現在、営業を行っている施設の①名称、②所在地、③施設電話番号、④開設者名。）		1															保健医療局多摩府中保健所市町村連携課	
33	R6. 6. 13	R6. 6. 19	美容所台帳 東久留米市において令和6年5月16日から令和6年6月13日までに新規に営業を確認した施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名（ただし⑥は営業者が法人の場合のみ）に限る。 多摩府中保健所管内における診療所台帳のうち、下記施設の①施設名称、②施設所在地、③廃止年月日及び④廃止届出日に限る。	1	1															保健医療局多摩小平保健所市町村連携課	
34	R6. 6. 5	R6. 6. 19	名称：〇〇 所在地：〇〇				1												請求に係る公文書については、現在保有しておらず、存在しないため。	保健医療局多摩府中保健所市町村連携課	
35	R6. 6. 6	R6. 6. 20	公衆浴場台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年6月6日現在、営業形態が普通公衆浴場の普通銭湯以外及びその他の公衆浴場（2号）（ヘルスセンター、サウナ風呂、スポーツ施設を除く）で開設の許可をしている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称②施設電話番号に限る。		1															保健医療局保健政策部保健政策課	
36	R6. 6. 18	R6. 6. 25	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳（多摩府中保健所管内の府中市における令和6年6月18日現在開設の①名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設届出年月日、⑥病床数） なお、助産所のうち出張のみによって業務に従事する施設の所在地は除く		1															保健医療局多摩府中保健所市町村連携課	
37	R6. 6. 19	R6. 6. 25	高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳 （ただし、請求日現在、多摩立川保健所管内における高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳に登録されている施設の次の項目に限る。 対象とする項目：①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名称（該当の施設が存在した場合に限る。）		1															保健医療局多摩立川保健所市町村連携課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
38	R6. 6. 18	R6. 6. 26	高度管理医療機器販売業・貸与業台帳 多摩小平保健所管内の令和6年6月18日現在、営業を行っている施設の①名称、②所在地、③施設電話番号、④開設者名。ただし、該当の施設が存在した場合に限る。		1															保健医療局多摩小平保健所市町村連携課
39	R6. 5. 30	R6. 6. 3	医療法人社団〇〇の設立時定款	8	1															保健医療局医療政策部医療安全課
40	R6. 4. 25	R6. 6. 24	令和6年2月28日付事務連絡「一般社団法人が開設する医療機関に係る調査について（回答）」	16		1								1	1				対象部分は、都の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第5号に該当する。 また、許認可の審査の内規に係る情報であり、公にすることで今後の都又は他の地方公共団体の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。	保健医療局医療政策部医療安全課
41	R6. 6. 21	R6. 6. 26	令和6年度病院救急車整備支援事業対象事業者一覧	1	1															保健医療局医療政策部救急災害医療課
42	R6. 4. 4	R6. 6. 3	医薬部外品製造販売承認申請書、承認審査に係る照会事項及び回答書 販売名：〇〇〇〇 製造販売元名称：〇〇株式会社	8		1					1	1	1						（7条2号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため （7条3号）製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため （7条4号）公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局健康安全部業務課
43	R6. 4. 25	R6. 6. 20	・第一種動物取扱業者登録簿 ・第二種動物取扱業者登録簿 ・廃業等届出書	3	1															保健医療局健康安全部動物愛護相談センター
44	R6. 5. 21	R6. 6. 26	令和3年度及び令和4年度における以下の文書 （1）酸素・医療ステーション（都民の城）運営業務委託に係る委託契約書 （2）酸素・医療ステーション（都民の城）健康管理業務委託に係る委託契約書 （3）酸素・医療ステーション（築地）運営業務委託に係る委託契約書 （4）酸素・医療ステーション（築地）健康管理業務委託に係る委託契約書 （5）（1）から（4）までに係る新旧対照表 （6）（1）から（4）までに係る再委託に関する届出	733		1					1	1	1						（7条2号）登記記載事項で公知の情報である代表取締役の氏名（条例第7条第2号イ該当）を除き、再委託先の代表者及び業務責任者の氏名及び連絡先については、特定の個人を識別することができる情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条3号）金額内訳に係る部分について、公にすることにより、類似事業に係る事業者の見積額が類推可能となり、事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号）印影について、公にすることにより、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあるため。	保健医療局感染症対策部医療体制整備第一課